

島根県養蜂ガイドライン

(令和7年4月改訂)

島根県農林水産部畜産課

島根県養蜂ガイドライン

令和 7 年 4 月 1 日

島根県農林水産部畜産課

はじめに

島根県では、広葉樹林やレンゲ、そばなどを利用して養蜂が行われています。

また、養蜂は、蜂蜜、蜜ろう及びローヤルゼリー等の生産だけでなく、農作物等の花粉交配において重要な役割を果たしています。

県では、養蜂業の振興を図るため、蜜源植物の分布に配慮した蜂群の適正な配置調整や、蜜蜂の病気に対する検査等の防疫業務を実施しています。

養蜂振興法においては、養蜂業者以外の趣味養蜂家等についても飼育状況の届出義務が課せられるとともに、蜜蜂の飼育者に対して蜜蜂の適切な管理が求められています。

具体的には蜜蜂の飼育者は、蜜蜂の飼養管理に十分に注意し、腐蛆（ふそ）病をはじめとした蜜蜂の病気のまん延防止に努める必要があります。

また、蜜蜂は半径 2 k m（直線距離で 4 k m）の範囲から蜜を集めるといわれており、趣味で蜜蜂を飼育する場合においても、巣箱を設置する場所は、周辺に十分配慮して、住民や他の蜜蜂飼育者とのトラブルを起こさないよう注意が必要です。

近年、県内において、新規蜜蜂飼育希望者が増えており、それに伴い関係機関に対する養蜂の問合せが増加しています。そこで今回、蜜蜂の飼育を行う際の留意点等を取りまとめたガイドラインを策定しました。

県内で蜜蜂を飼育される場合は、養蜂振興法及び養蜂振興法施行細則、並びに蜜蜂についての腐蛆病まん延防止規則等の関係法令を遵守するとともに、本ガイドラインを参考に蜜蜂の飼育が適切に行われるようご協力をお願いします。

目 次

1	蜜蜂の飼育を始める前に	1
	(1) 蜜蜂(養蜂)のことをよく学びましょう	
	(2) 飼育する場所が適切かどうか検討しましょう	
	(3) 法律等に基づく手続きをしましょう	
	(4) 農薬被害を防ぎましょう	
2	蜜蜂の飼育に必要な手続き	2
	(1) 蜜蜂飼育届	
	(2) 転飼許可	
3	蜜蜂の飼育にあたっての留意点	9
	(1) マナーを守って飼育しましょう	
	(2) 蜜蜂の病気に注意し、健康な蜂を飼いましょう	
	(3) 蜂蜜を販売するときは	
	(4) クマ対策をしましょう	
	(5) 参考資料	
4	問い合わせ先一覧	11
5	その他	
	(1) 養蜂振興法	12
	(2) 養蜂振興法施行細則	14
	(3) 蜂についての腐蛆病まん延防止規則	27
	(4) 電気柵設置上留意すべき重要事項の整理図	31

1 蜜蜂の飼育を始める前に

(1) 蜜蜂（養蜂）のことをよく学びましょう

蜜蜂を購入する前に、養蜂に関する書籍や一般社団法人日本養蜂協会のホームページに掲載されている養蜂マニュアル等で、蜜蜂の飼い方や伝染病について情報収集し、実際に蜜蜂を飼育している方（地域の養蜂組合や養蜂協会）に相談しましょう。

(2) 飼育する場所が適切かどうか検討しましょう

住宅地の中や学校の通学路の付近などに巣箱を置くと、人を刺したり、ふんの害が発生したりする可能性があります。近隣の方とトラブルにならないよう、巣箱を置く場所には気を付ける必要があります。

また、蜜蜂は植物の花から蜜や花粉を収集しますが、地域の花の量（蜜源）には限りがあります。近くで先に他の飼育者が巣箱を置いている場合は、蜜源が競合し、お互いの損失となります。島根県では、養蜂のプロである養蜂組合や養蜂協会の仲介により飼育場所や群数などを調整しますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 法律等に基づく手続きをしましょう

蜜蜂を飼育する場合は、県知事へ飼育届の提出が義務付けられています。また、都道府県を越えて巣箱を移動させる“転飼”の場合は、許可が必要です。

それぞれの手続きを、次ページ以降に記載していますので、必ず行ってください。



(4) 農薬被害を防ぎましょう

農薬の影響によって、蜜蜂が死んでしまう場合があります。

これを防ぐため、飼育届の提出に併せて、無人航空機を使用して散布を行う主体（無人ヘリコプターは全ての実施主体、ドローン情報は情報提供を希望する任意の実施主体）に対して、巣箱の位置情報等を提供し、散布に際して被害軽減対策の徹底を呼びかけるほか、養蜂家に対し、農薬散布情報を提供するように散布主体に依頼しています。

無人航空機を使用して散布を行う主体から農薬散布の情報が提供されましたら、巣箱の移動などの対応をしましょう。

2 蜜蜂の飼育に必要な手続き

(1) 蜜蜂飼育届

① 対象者

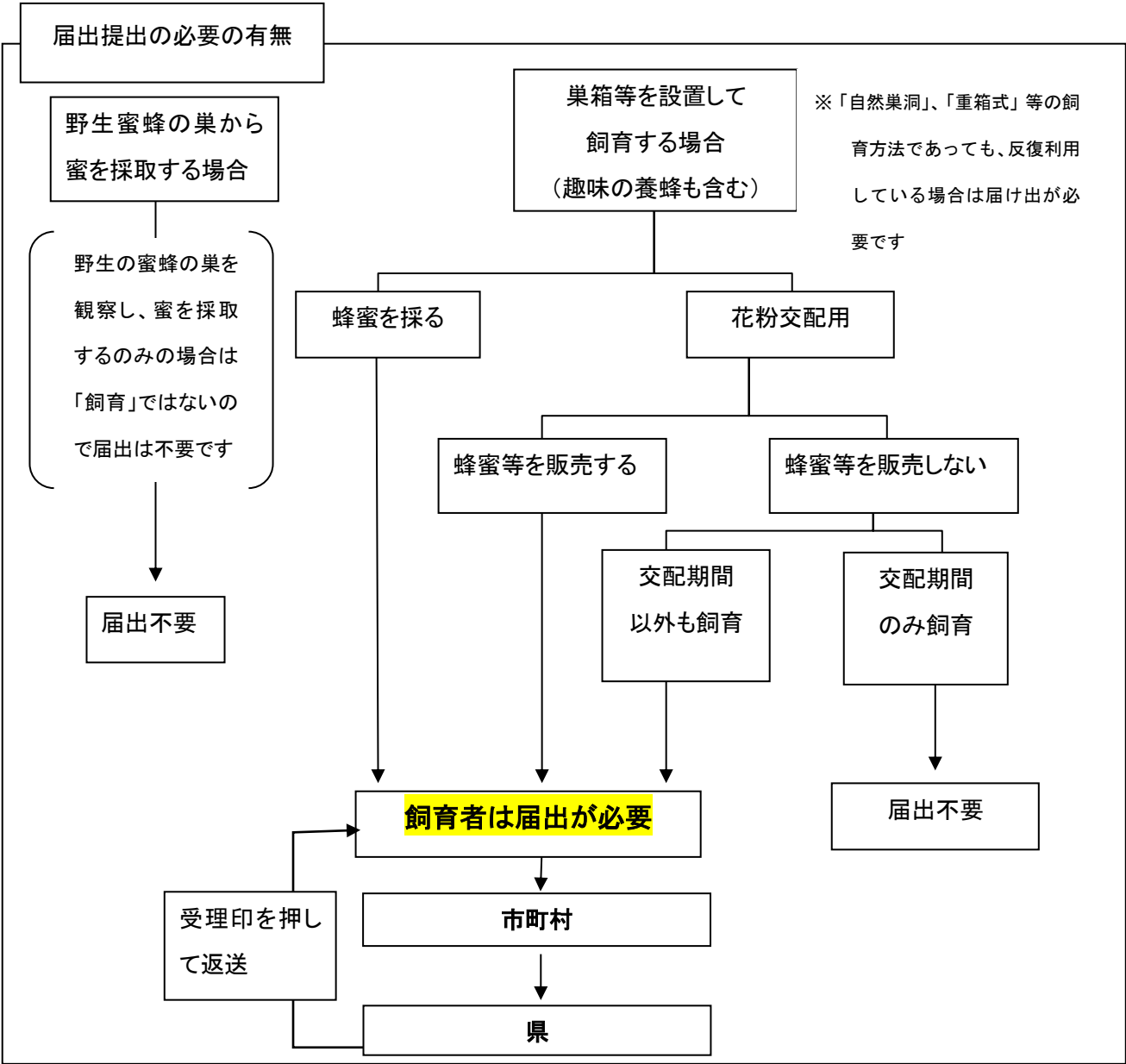
蜜蜂を飼育する場合は、養蜂振興法（以下、「法」という）第3条第1項の規定に基づく届け出が必要です。

提出された飼育届は、県内における蜜蜂の飼育状況を把握し、蜂群の配置調整の参考にするとともに、伝染病のまん延防止対策等に活用します。

蜜蜂の「飼育」とは「蜂群、蜂蜜等に対し、所有または占有の意思を持って、巣箱・巣洞等の設置、給餌の実施、投薬等の行為のいずれかを行うこと」を言います。

セイヨウミツバチ、ニホンミツバチに関わりなく巣箱を設置して蜜蜂の飼育を行おうとする場合は、届出の対象となります。

なお、農作物の花粉交配のために花粉交配に必要な期間のみ蜜蜂を飼育する場合は、届出の対象外となります。



② 提出先

お住まいの市町村に提出してください。

③ 提出期日

お住まいの市町村が定める日までに提出してください。また、締め切り後に飼育することになった場合もその都度、飼育届を提出してください。（届出内容に変更がない場合でも、毎年提出が必要です。）

④ 提出時の留意事項

新たに飼育を開始する場合や、前年よりも増群する又は飼育場所を変更する場合には、近隣の住人及び蜜蜂飼育者とよく話し合っ、蜂群の設置に支障が無いことを確認した上で、飼育届を提出してください。

なお、届出の提出後に以下の考え方に基づいて、配置調整を求めることがあります。

※蜂群配置調整が必要な場合の配置調整の考え方

1 基本的事項

- ・ 養蜂を行う上で遵守する必要がある養蜂振興法は、
 - ① 蜜蜂による生産物の増産
 - ② 蜜蜂による花粉受精の効率化を図ることを目的としています。
- ・ このことから、蜂群の配置調整は、①と②を適切に行っている（行う）方、①又は②を業として適切に行っている（行う）方を優先します。
- ・ また、蜂群の配置調整は、蜂群を適切に管理する知識と技術を有した地域の養蜂組合や島根県養蜂協会の意見を踏まえ実施します。

2 蜜源植物の栽培を伴わない場合

- ・ 新規に採蜜を開始する者（新規者）は、同地域で先行して採蜜を行う者（先行者）の蜂群（巣箱）から半径2 km（直線距離で4 km）離れた場所に巣箱を配置するよう調整します。
- ・ 調整は、原則として先行者と新規者の間で行い、必要に応じて養蜂組合、養蜂協会に仲介いただきます。

3 蜜源植物の栽培を伴う場合

（1）蜜源植物栽培者（＝土地の所有者）が蜂群設置者の場合

- ・ 島根県畜産課は新たに養蜂を行われること、蜂群を増やされることが判明した場合（事前相談時、飼育届提出時など）に、採蜜に係る事業計画（蜜源植物の種類と栽培位置・面積、巣箱の設置場所・数・期間）の提出を求めます。

- ・ 畜産課は事業計画の妥当性について、養蜂組合、養蜂協会および市町村と協議します。
- ・ 畜産課は協議結果を新規者に伝え、隣接地で先行者との間で同意書を交わすよう助言します。
- ・ 同意書を交わす調整は、原則として先行者と新規者の間で行い、必要に応じて養蜂組合、養蜂協会に仲介いただきます。

※ 適正な事業計画であれば、蜜源植物の栽培期間中は土地の所有者の意向を優先します。

(2) 蜜源植物栽培者から蜂群設置を依頼されている場合

- ・ (1) の事業計画の提出にあわせ「土地所有者と交わした契約書等の写し」の提出を求めます。
- ・ 他は、原則として(1)と同じ。

4 新規者と先行者との間で配置調整の同意が得られない場合

- ・ 必要に応じて島根県蜜蜂転飼調整審議会規則第2条に基づく「転飼調整審議会」を開催し、調整します。
- ・ 「転飼調整会議」は、県情報公開条例に基づき原則公開する。

なお、近隣の蜜蜂飼育者など不明な点があれば、飼育届を提出する市町村にご相談ください。



⑤ 記入要領（6 ページの記入例参照）

ア 1月1日現在蜜蜂飼育状況

- (ア) 電話番号は常時連絡が取れる番号を記載してください。
- (イ) 飼育場所は字、番地まで記入してください。
- (ウ) 1月1日現在、飼育している場所、群数を記入してください。
- (エ) 1月1日現在、飼育蜂群数が無い（^{ゼロ}0群）の場合は、飼育場所には飼育予定の住所を記入し、飼育蜂群数は「〇月から〇群飼育予定」と記入してください。

イ 蜜蜂飼育計画

- (ア) 飼育場所は、その年に飼育する全ての場所を記入してください。
- (イ) 飼育場所は、字、番地まで記入してください。
- (ウ) 飼育予定最大蜂群数は、場所ごとに飼育する予定の最大蜂群数を記入してください。
- (エ) 飼育計画は、1月1日から12月31日まで途切れることがないように記入してください。
- (オ) 転飼許可申請を行う場合は、飼育計画と転飼計画が合致するように記入してください。

(カ) 備考欄には、セイヨウミツバチ（外国種）とニホンミツバチ（日本種）との別を記入してください。

(キ) 飼育場所が多い場合、飼育計画を別紙として添付してください。

- ⑥ 提出された飼育届を県が受理した場合には、改めて近隣で競合する蜂群（蜜蜂飼育者）がないか、ある場合は当事者間で配置調整が行われたか等について確認をします。

これらの確認の結果、届出が適切なものと判断した場合は、提出された飼育届に受理印を押印した写しを返送します。

問題があると認められるときは、届出者に対して法第9条に基づき報告徴求や立入検査を行います。

- ⑦ 飼育届を提出後、その内容に変更があった場合は、速やかに変更届（19 ページ）を、飼育届を提出された市町村へ提出してください。

変更届を県が受理した場合には、⑥と同様に対応します。

様式第1号

記入例

様式第1号（第1条関係）

お住まいの市町村が定める日
までに提出してください。

年 月 日

島根県知事 様

現住所 ○○市○○町○○

氏名又は名称及び代表者氏名

□□ □□□ □□□ □□□ □

電話番号※¹ ○○○-○○○-○○○○電話番号は、常時連絡が取れる携
帯電話等を記載してください。

蜜蜂飼育届

養蜂振興法第3条第1項

の規定により、下記のとおり届け出ます。

養蜂振興法施行細則第1条第3項

記

1 年 1月 1日現在蜜蜂飼育状況

日本蜜蜂の群数を別途記載し
てください。

飼育場所	飼育蜂群数
	(うち日本蜂数)
	(うち日本蜂数)

行が足りない場合は余白に記入するか、コピーして
お使いください。

2 年蜜蜂飼育計画

1月から12月まで途切れないよ
うに記入してください。

飼育場所※ ²	飼育予定最大 計画蜂群数	飼育期間※ ³	
○○市○○町○○番地	5 (うち日本蜜蜂 1)	1月1日から12月31日まで	
○市○○町▲▲番地	5 (うち日本蜜蜂 1)	1月1日から12月31日まで	
		月 日から 月 日まで	

飼育場所は、字、番地まで
記入してください。飼育する予定の最大群数を記載してください。
日本蜜蜂の群数を別途記載してください。

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

(1) 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

(2) 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。

(3) 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要なに応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- 3 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。
- 4 日本種、外国種の別を記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

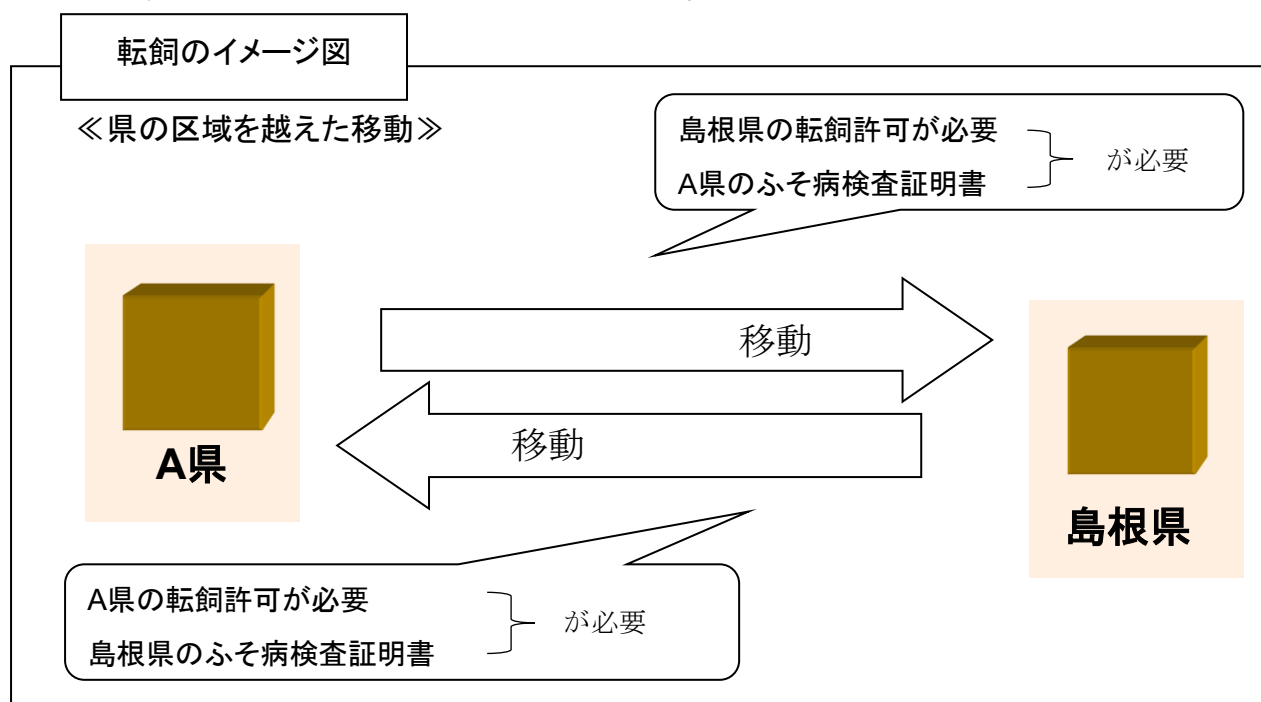
農林水産省畜産局長通知「養蜂振興法の施行について」が一部改正されたことにより、個人情報の取り扱い、飼育届提出にあたっての留意事項を追記しました。よくご確認のうえ、提出をお願いします。

(2) 転飼許可

① 定義

「転飼」とは、「都道府県を越えて採蜜や越冬のために、蜜蜂を移動して飼育すること」をいいます。蜜蜂の転飼を行う場合は、転飼をしようとする場所の都道府県知事の許可を受けなければなりません。(法第4条第1項)

※許可申請にあたっては、事前に転飼予定先の地元の養蜂協会とよく話し合っ、蜂群の設置に支障がないことを確認しましょう。



② 申請手続

都道府県を越えて転飼をしようとする場合、転飼を行おうとする前年度の 11 月末日までに、転飼許可申請書 (21 ページ) に巣箱を設置しようとする土地の土地使用承諾書 (23 ページ) を添付して申請を行ってください。なお、土地使用承諾書の蜂場付近の見取り図には、巣箱を設置する位置を示す緯度・経度を記載するか、又は設置場所を電子地図にわかりやすく示し、添付してください。また、申請には手数料が必要です。(1 場所あたり 150 円/群、16 群以上は何群でも 2,300 円)

県は、転飼調整会議で市町や関係者から申請内容に対する意見を聞いて調整した後、法第1条の規定を踏まえ、蜜源植物の保護増殖に関する取り組みや、花粉交配用蜜蜂の安定供給等を勘案し、許可妥当と認められたものについて許可証を発行します。

転飼調整会議は年1回、転飼を行う前年度の2月上旬に開催しますので、新たに転飼許可申請を行う場合は、あらかじめ、転飼予定先の都道府県の畜産主務課へお問い合わせください。

なお、転飼の許可に付する条件によっては、現地の電柵の配置状況を農林水産振興センターの職員が確認します。許可された転飼場所で飼育をしない場合は、転飼開始前に必ず県庁畜産課へ連絡をお願いします。

○転飼許可スケジュール

- | | |
|---------|------------|
| 1 1月末まで | 転飼許可申請書の提出 |
| 2 月中旬 | 県転飼調整会議 |
| 3 月下旬 | 許可証の発行 |

③ 腐蛆（ふそ）病の検査証明

転飼で都道府県の区域を越えて移動しようとする場合は、事前に家畜伝染病予防法に基づく検査を受けなければなりません。移動前に飼育の場所を管轄する家畜保健衛生所に依頼して腐蛆病の検査を行い、検査証明書の発行を受けてください。

転飼先都道府県によっては、家畜保健衛生所への検査証明書の提出が必要な場合がありますので、転飼先を管轄する家畜保健衛生所の指示に従ってください。

3 蜜蜂の飼育にあたっての留意点

（1）マナーを守って飼育しましょう

蜜蜂の飼育によって、蜜蜂に刺されたなどの苦情やふん害などのトラブルが発生しています。蜜蜂を飼育するときは、周辺に十分に配慮し、社会的なマナーを守って事故やトラブルの防止に努めてください。

特に住宅地での飼育は周辺の住民への配慮が必要です。民家や道路の近くには巣箱を置かないようにしましょう。



【苦情の事例】

- 分蜂（巣分かれ）した蜜蜂や、逃げた蜜蜂が敷地や家に入ってきた
- 蜜蜂が近くを飛んでいて怖い
- 蜜蜂のふんで、洗濯物や車などを汚された
- 蜜蜂に刺された
- 蜜蜂の巣箱にスズメバチが来て怖い

（2）蜜蜂の病気に注意し、健康な蜂を飼いましょう

① 蜜蜂の病気

蜜蜂には、家畜伝染病予防法で定められた疾病があります。

蜜蜂に元気がない、大量に死ぬなど伝染病が疑われる場合には、速やかに最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください。

家畜伝染病	腐蛆（ふそ）病（アメリカ腐蛆病、ヨーロッパ腐蛆病）
届出伝染病	バロア症、チョーク病、アカリンダニ症、ノゼマ症

② 動物用医薬品の使用等について

現在、日本で承認されている蜜蜂用の動物用医薬品は、アメリカ腐蛆病とバロア症（ミツバチヘギイタダニ）用の薬剤のみです。これらの薬剤は、使用者が遵守すべき基準が定められていますので、用法用量、薬剤を使用できる期間を遵守し、適切に使用しなければなりません。

また、動物用医薬品を使用した場合は、使用記録を付け、その使用から3年以上は保管に努めてください。

日本で承認を受けていない薬剤や、蜜蜂への使用が承認されていない医薬品の使用は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で禁止されていますので、絶対に行わないでください。

蜂蜜等へ基準値を超えた動物用医薬品の残留が判明した場合、その蜂蜜等の回収・廃棄を生産者で行うこととなり、人で健康被害が発生した場合には、生産者が責任を問われることとなります。

【動物用医薬品の使用記録を付ける内容】

- ①使用年月日 ②使用場所 ③対象群数や管理番号 ④医薬品名
- ⑤用法・用量 ⑥出荷（採蜜）可能年月日

動物用医薬品のデータベースは、農林水産省動物医薬品検査所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/nval/>）に掲載されていますので、参考にしてください。

病気や薬の正しい知識を身につけ、健康な蜜蜂を飼育し、安全な蜂蜜を生産しましょう。

（３）蜂蜜を販売するときは

蜂蜜は食品として食品衛生法の対象となり、農薬や医薬品等が一定基準以上残留したものは流通させることができません。

また、蜂蜜を販売する場合には、養蜂振興法第7条及び食品表示法に基づく適正な表示を行う必要があります。

（４）クマ対策をしましょう

クマによる蜂場への被害を防ぐためには、周囲の環境整備及び電気柵による確実な被害防除対策の実施が必要不可欠です。

電気柵を設置する場合は、適切な張り方、設置後の継続的な維持管理（草刈り等）を実施しなければ、クマが侵入してしまいます。なお、転飼の許可に付する条件によっては、現地の電柵の配置状況を農林水産振興センターの職員が確認します。

電気柵の設置について詳しくは、一般社団法人日本養蜂協会が作成している「養蜂技術指導手引き書（クマによる被害防除対策）」に記載されています。



(5) 参考資料

一般社団法人日本養蜂協会では、養蜂家向けの本や資料を作成しています。

養蜂技術指導手引き書についても掲載されていますので、参考にしてください。

○一般社団法人日本養蜂協会 <http://www.beekeeping.or.jp/>

○養蜂のための本 <http://www.beekeeping.or.jp/techno>

4 問い合わせ先一覧

＜飼育届、転飼許可申請等の窓口＞

島根県農林水産部畜産課 (松江市殿町 1 番地)	TEL:0852-22-5135 FAX:0852-22-6043
島根県ホームページ 養蜂に関すること	https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/seisan/youhou/

＜蜜蜂の病気に関する窓口＞

飼育場所	衛生所名	TEL & FAX
松江市・安来市	松江家畜保健衛生所 (松江市東出雲町錦浜 474-2)	TEL:0852-52-5230 FAX:0852-52-3377
海士町・西ノ島町・知夫村・ 隠岐の島町	松江家畜保健衛生所隠岐支所 (隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24)	TEL:08512-2-969 FAX:08512-2-9657
出雲市・雲南市・奥出雲町・ 飯南町	出雲家畜保健衛生所 (出雲市神西沖町 918-4)	TEL:0853-43-7900 FAX:0853-43-2801
浜田市・大田市・江津市・川本町・ 美郷町・邑南町	川本家畜保健衛生所 (川本町大字川本 265-3)	TEL:0855-72-9805 FAX:0855-72-9811
益田市・津和野町・吉賀町	益田家畜保健衛生所 (益田市昭和町 13-1)	TEL:0856-31-9730 FAX:0856-31-9739

＜電気柵の現地確認等に関する窓口＞

飼育場所	名称	TEL & FAX
海士町・西ノ島町・知夫村・ 隠岐の島町	隠岐支庁農林水産局 (隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24)	TEL:08512-2-9637 FAX:08512-2-9657
松江市・出雲市・安来市・雲南市・ 奥出雲町・飯南町	東部農林水産振興センター (松江市東津田町 1741-1)	TEL:0852-32-5646 FAX:0852-32-5643
浜田市・益田市・大田市・江津市・ 川本町・美郷町・邑南町・津和野 町・吉賀町	西部農林水産振興センター (浜田片庭町 254)	TEL:0855-29-5595 FAX:0852-29-5591

資料引用元

- ・令和 5 年度持続的生産強化対策事業 養蜂等振興強化推進事業 養蜂技術指導手引書 2023
- ・平成 29 年度産地収益力増強支援事業 養蜂振興強化推進事業 養蜂技術指導手引書

養蜂振興法(改正後)

(昭和三十年八月二十七日法律第百八十号)
最終改正：平成二十四年六月二十七日法律第四十五号

(目的)

第一条 この法律は、養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、蜜蜂の群(以下「蜂群」という。)の配置を適正にする等の措置を講じて、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物の増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「転飼」とは、蜂蜜若しくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育することをいう。

(蜜蜂飼育の届出)

第三条 蜜蜂の飼育を行う者は、農林水産省令の定めるところにより、毎年、その住所を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者(以下「養蜂業者」という。)以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所

二 蜂群数

三 飼育の場所及びその期間

四 その他農林水産省令で定める事項

2 前項ただし書の農林水産省令は、各都道府県における養蜂の実情その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 第一項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、農林水産省令の定めるところにより、その旨を同項の都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出を受けた場合において、当該届出の内容に他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがあるときは、農林水産省令の定めるところにより、当該届出の内容を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

(転飼養蜂の規制)

第四条 養蜂業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の許可には、転飼の場所、蜂群数その他の事項について条件を付することができる。

(蜜蜂の適切な管理)

第五条 蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとする。

2 都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(蜜源植物の保護増殖)

第六条 蜜源植物を植栽、除去又は伐採しようとする者は、その目的に反しない限りにおいて、蜜源植物の増大を旨としてこれを行わなければならない。

2 国及び地方公共団体は、蜜源植物の病害虫の防除及び蜜源植物の増殖に係る活動への支援その他の蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずるものとする。

(表示)

第七条 蜂蜜を精製(脱色、脱臭、濃縮又は添加物の添加をいう。以下同じ。)して販売することを業とする者は、蜂蜜を販売するときは、農林水産省令の定めるところにより、その容器に添加物の有無及び添加物を添加したときはその種類及び割合を表示しなければならない。

2 蜂蜜の販売を業とする者は、容器に前項の規定による表示のある蜂蜜でなければこれを販売してはならない。

(蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等)

第八条 都道府県は、当該都道府県の区域における蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、前項の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、養蜂業者、養蜂業者が組織する団体その他の関係者に対し、蜜蜂の飼育の状況並びに蜜蜂の譲渡及び貸出しの状況の把握に関し、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(報告及び立入検査)

第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(農林水産大臣の報告聴取及び勧告)

第十条 農林水産大臣は、養蜂の振興のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、蜜源の状況、蜂群数その他必要な事項に関し、報告を求めることができる。

2 農林水産大臣は、蜂群配置の適正を期するため必要があると認めるときは、転飼養蜂の規制に関し、都道府県知事に勧告をすることができる。

(助成)

第十一条 政府は、養蜂業者に対し、予算の範囲内において、養蜂業の振興のため必要な補助金を交付することができる。

(罰則)

第十二条 第四条第一項又は第七条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四条 第三条第一項又は第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

○養蜂振興法施行細則

昭和31年 1 月 27 日

島根県規則第 5 号

改正 昭和35年 4 月 1 日規則第24号

昭和38年10月11日規則第52号

昭和44年 8 月 1 日規則第57号

昭和47年 8 月 1 日規則第57号

昭和52年 4 月 1 日規則第34号

昭和59年 4 月 1 日規則第64号

平成 6 年 3 月 29 日規則第15号

平成19年 8 月 3 日規則第68号

平成24年12月21日規則第99号

令和 3 年10月15日規則第124号

令和 6 年 4 月 1 日規則第20号

〔養ほう振興法施行細則〕をここに公布する。

養蜂振興法施行細則

(平24規則99・改称)

(届出書の様式等)

第 1 条 養蜂振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による届出は、様式第 1 号により行わなければならない。

2 法第 3 条第 3 項の規定による届出は、様式第 2 号により行わなければならない。

3 新たに業として蜜蜂の飼育を始める者（以下この項において「養蜂業者」という。）及び養蜂業者以外の者であって新たに蜜蜂の飼育を始めるもの（法第 3 条第 1 項ただし書の農林水産省令で定める場合に該当するものを除く。）は、その都度速やかに様式第 1 号により、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、その都度速やかに様式第 2 号により、その旨を知事に届け出なければならない。

(昭59規則64・一部改正、平19規則68・旧第 2 条繰上・一部改正、平24規則99・一部改正)

(申請書の様式等)

第2条 養蜂振興法施行規則（昭和30年農林省令第45号。以下「省令」という。）第2条の申請書は、様式第3号によるものとし、転飼しようとする場所の管理者の土地貸与承諾書及びその場所の見取図を添付しなければならない。

（昭59規則64・一部改正、平19規則68・旧第3条繰上・一部改正、平24規則99・一部改正）

（許可証の再交付）

第3条 省令第3条第1項の許可証（以下「許可証」という。）の交付を受けた者が許可証を失い、又は破損したときは、遅滞なく様式第4号による申請書を知事に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、再交付の申請が許可証を破損したことによるものであるときは、その許可証を添付しなければならない。

2 前項の規定により許可証の再交付を受けた者が失った許可証を発見した場合には、その許可証を速やかに知事に提出しなければならない。

（昭59規則64・一部改正、平19規則68・旧第4条繰上）

（転飼成績の報告）

第4条 法第4条第1項の規定により転飼の許可を受けた者は、転飼の終了したときには、直ちに様式第5号による報告書を知事に提出しなければならない。

（昭59規則64・一部改正、平19規則68・旧第5条繰上）

（立入検査の様式）

第5条 法第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第6号によるものとする。

（平24規則99・追加）

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和30年11月1日から適用する。
- 2 昭和31年2月29日までの間においては、第1条中「経済事務所長」とあるのは、「地方事務所長（市にあっては、市所在地の地方事務所）地方事務所がない場合は、その区域が従前属していた地方事務所の長」と読み替えるものとする。

附 則（昭和35年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年規則第52号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年8月1日から適用する。

附 則（昭和44年規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第15号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第99号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第99号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年規則第20号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この規則は、交付の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の養蜂振興法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取扱いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第1条関係）

年 月 日

島根県知事 様

現住所

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号※¹

蜜蜂飼育届

養蜂振興法第3条第1項

の規定により、下記のとおり届け出ます。

養蜂振興法施行細則第1条第3項

記

1 年 1月 1日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数
	(うち日本蜂数)
	(うち日本蜂数)

2 年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所※ ²	飼育予定最大 計画蜂群数	飼 育 期 間※ ³	備考
	(うち日本蜜蜂)	1月1日から 月 日まで	
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- (1) 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- (2) 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- (3) 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- 3 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

様式第2号（第1条関係）

年 月 日

島根県知事 様

現住所

氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号^{※1}

蜜蜂飼育変更届

下記のとおり蜜蜂飼育の届出事項に変更がありましたので、

養蜂振興法3条第3項

の規定により届けます。

養蜂振興法施行細則第1条第4項

記

1 変更事項

2 変更理由

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

（1）個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

（2）個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。

（3）個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 2 飼育場所を変更する場合は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- 3 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記載すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

様式第 3 号（第 2 条関係）

年 月 日

島根県知事 様

現住所

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号※¹

蜜蜂転飼許可申請書

下記のとおり転飼したいので許可されるよう、養蜂振興法第 4 条第 1 項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所 ※ ²	転飼場所の土地 管理者住所氏名	蜂群数	転 飼 期 間	飼養管理者住所氏名
		(うち 日本蜜 蜂)	月 日から 月 日まで	
		(うち 日本蜜 蜂)	月 日から 月 日まで	
		(うち 日本蜜 蜂)	月 日から 月 日まで	
		(うち 日本蜜 蜂)	月 日から 月 日まで	
		(うち 日本蜜 蜂)	月 日から 月 日まで	

- 1 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。
 - (1) 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
 - (2) 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
 - (3) 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要なに応じ緯度及び経度）を記入すること。土地貸与承諾書及びその場所の見取り図は、別紙によること。
- 3 土地貸与承諾書及びその場所の見取り図は、別紙によること

別紙

年 月 日

転飼者氏名 _____ 様

土地管理者現住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

土地貸与承諾書

私の管理する土地を蜜蜂転飼のため、下記のとおり使用することを承諾いたします。

記

- | | | | | |
|---|----------|-----|----|----------|
| 1 | 使用土地の所在地 | 市 | 町 | 番地 |
| | | 郡 | 村字 | 番地 |
| 2 | 使用面積 | アール | | |
| 3 | 使用期間 | 年 | 月 | 日～ 年 月 日 |
| 4 | 蜂場付近見取図 | | | |

注 蜂場付近の目標物を明記すること。

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

現住所 _____

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号※¹ _____

転飼許可証再交付申請書

紛失した
転飼許可証を _____ ので、養蜂振興法施行細則第3条第1項の規定により、
破損した

再交付を申請します。

備考 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

様式第 5 号（第 4 条関係）

年 月 日

島根県知事 様

現住所

氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号

転 飼 成 績 報 告 書

養蜂振興法施行細則第 4 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

転飼場所	蜂群数	転飼期間	採蜜量	採ろう量	蜜源及び 流蜜の状態	備 考
	(うち日本 蜜蜂)					

備考

電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

様式第6号（第5条関係）

（表面）

号	第 身 分 証 明 書 第 写 真 所 属 農林水産部畜産課 職 名 氏 名 上記の者は、養蜂振興法第9条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。 令和 年 月 日 島根県知事 丸山 達也 印
---	--

（裏面）

養蜂振興法（抜粋）
（報告及び立入検査） 第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （罰則） 第13条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。

注 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横12センチメートルとする。

○蜜蜂についての腐^そ蛆病まん延防止規則

昭和 31 年 2 月 3 日

島根県規則第 10 号

改正 昭和 35 年 4 月 1 日規則第 23 号

平成 19 年 3 月 30 日規則第 24 号

平成 25 年 3 月 29 日規則第 23 号

令和 3 年 11 月 19 日規則第 147 号

〔みつばちについての腐^そ蛆病まん延防止規則〕をここに公布する。

蜜蜂についての腐^そ蛆病まん延防止規則

(平 25 規則 23・改称)

(目的)

第 1 条 この規則は、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 32 条第 1 項の規定により、蜜蜂についての腐^そ蛆病のまん延を防止するため必要な事項を定めることを目的とする。

(平 25 規則 23・一部改正)

(定義)

第 2 条 この規則において蜜蜂等とは、蜜蜂及び採蜜に利用している蜜蜂の巣箱、継箱、巣枠、巣ひ、蜂蜜及び蜜ろうをいう。

(平 25 規則 23・一部改正)

(移入制限)

第 3 条 蜜蜂等は、移入前 30 日以内に移入直前の都道府県において知事、家畜保健衛生所長、家畜防疫官又は家畜防疫員の検査を受け、異常のない旨の証明がなされているものでなければ県内へ移入してはならない。

(平 19 規則 24・平 25 規則 23・一部改正)

(移出制限)

第 4 条 蜜蜂等は、家畜保健衛生所長の検査を受け異常のない旨の証明書があるものでなければ県外へ移出してはならない。

2 前項の検査を受けようとする者は、蜜蜂についての腐^そ蛆病検査申請書(様式第 1 号)を蜜蜂等の所在地を管轄する家畜保健衛生所長に提出しなければならない。

3 家畜保健衛生所長は、前項の申請書の提出があったときは、直ちに検査を行い、異常のないものに対しては、蜜蜂についての腐^そ蛆病検査証明書(様式第 2 号)を交付する。

(平 19 規則 24・平 25 規則 23・一部改正)

(発生の告示)

第5条 知事は、蜜蜂についての腐蝕病^そが発生したと認めたときは、直ちに発生日、発生場所、その他必要な事項を告示する。

(平25規則23・一部改正)

(移動制限)

第6条 蜜蜂についての腐蝕病^そが発生したときは、別に告示する区域及び期間内においては、蜜蜂等を移動させてはならない。ただし、家畜保健衛生所長の検査を受けた場合で家畜防疫員の指示に基づいて移動するときは、この限りでない。

2 第4条第2項及び第3項の規定は前項の場合について準用する。

(平19規則24・平25規則23・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和35年4月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第24号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第147号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の蜜蜂についての腐蝕病^そまん延防止規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取扱いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

(昭35規則23・全改、平19規則24・平25規則23・令3規則147・一部改正)

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

家畜保健衛生所長様

申請者 住 所

氏 名

蜜蜂についての腐^そ蛆病検査申請書

今度下記のとおり蜜蜂等を移出(移動)したいので、蜜蜂についての腐^そ蛆病まん延防止規則第 4 条第 2 項(第 6 条第 2 項の規定において準用する場合を含む。)の規定により検査を申請します。

記

- 1 所有者住所氏名
- 2 管理者住所氏名
- 3 飼育群数
- 4 検査予定群数
- 5 移動先地名及び荷受人名
- 6 発送地(駅又は港)名
- 7 到着地(駅又は港)名
- 8 移動の方法及び経路

様式第 2 号(第 4 条関係)

島 根 県	発 行 番 号	第	号	腐 蛆 病 検 査 証 明 書	
所有者(管理者) の住所及び氏名					
検 査 場 所		検 査 年 月 日	年	月	日
飼 養 群 数		検 査 群 数		そ の 他	
上記の蜜蜂等については、腐蛆病検査の結果、異常のないことを証明する。 年 月 日 印 (証 明 者)					
移動先地名及び荷受人氏名					
発 送 地 (駅 又は港) 名		到 着 地 (駅 又は港) 名		移動の方法 及 び 経 路	
注 1 この証明書は、移動時常に携行し、移動先に到着後直ちに都道府県知事又は最寄りの家畜保健衛生所長に提出すること。 2 この証明書の有効期間は、発行の日から 30 日とする。					

- 備考 1 検査場所欄には検査を行った養蜂場の所在地を、飼育群数欄には所有者(管理者)が所有(管理)する全蜂群数を、検査群数欄には飼育群数のうち検査場所で検査を受けた群数を記載すること。
- 2 その他欄には、腐蛆病検査済証の発行番号等を記載すること。

